

○長崎縣市町村職員共済組合定款

(昭和37年11月 自治許第318号)

改正

昭和38年10月15日	昭和39年 3月 9日
昭和39年 4月27日	昭和39年11月 2日
昭和40年 1月25日	昭和40年 5月 8日
昭和40年 6月21日	昭和41年 6月 8日
昭和41年11月26日	昭和42年 5月 6日
昭和42年10月 2日	昭和42年12月 6日
昭和43年 6月10日	昭和44年 6月27日
昭和45年 3月10日	昭和45年 3月31日
昭和45年 7月 1日	昭和45年12月11日
昭和46年 4月15日	昭和46年 6月30日
昭和47年 5月15日	昭和47年 5月30日
昭和48年 2月 1日	昭和48年 4月15日
昭和49年 2月15日	昭和49年 4月15日
昭和49年 4月30日	昭和49年 5月20日
昭和49年 9月24日	昭和49年11月25日
昭和49年11月25日	昭和50年 4月12日
昭和50年 5月16日	昭和50年 5月17日
昭和50年 5月22日	昭和51年 3月16日
昭和51年 4月 1日	昭和51年 9月 3日
昭和52年 6月20日	昭和52年 6月20日
昭和53年 7月 6日	昭和53年 7月 6日
昭和54年 2月 9日	昭和54年 3月22日
昭和54年 8月 8日	昭和55年 3月 3日
昭和55年 7月 2日	昭和55年 7月 2日
昭和55年11月22日	昭和55年11月22日
昭和56年 3月 9日	昭和56年 3月 9日
昭和56年 9月11日	昭和57年 8月30日
昭和57年 8月30日	昭和57年11月24日
昭和58年 3月 8日	昭和58年 8月 9日
昭和58年 8月 9日	昭和58年 8月 9日
昭和59年 3月28日	昭和59年 7月12日
昭和59年11月22日	昭和60年 3月 1日
昭和60年 3月 1日	昭和60年 8月 6日
昭和61年 3月11日	昭和61年 8月 7日
昭和63年 2月29日	昭和63年 8月11日
平成 元年 3月 7日	平成 元年 3月31日

平成 元年 8月 8日	平成 2年 3月 7日
平成 2年 3月 7日	平成 2年 7月 27日
平成 2年 7月 27日	平成 3年 3月 5日
平成 3年 3月 5日	平成 3年 4月 8日
平成 3年 5月 7日	平成 4年 7月 17日
平成 6年 3月 7日	平成 6年 5月 10日
平成 6年 11月 10日	平成 7年 3月 27日
平成 8年 4月 1日	平成 9年 4月 1日
平成 9年 4月 1日	平成 10年 3月 2日
平成 11年 3月 1日	平成 11年 6月 1日
平成 11年 6月 2日	平成 11年 10月 1日
平成 12年 3月 22日	平成 12年 6月 7日
平成 12年 6月 7日	平成 13年 3月 2日
平成 14年 2月 26日	平成 15年 2月 10日
平成 15年 3月 6日	平成 16年 3月 1日
平成 16年 3月 3日	平成 16年 6月 14日
平成 16年 8月 1日	平成 16年 9月 1日
平成 17年 1月 4日	平成 17年 3月 1日
平成 17年 3月 1日	平成 17年 4月 1日
平成 17年 4月 18日	平成 17年 10月 1日
平成 17年 10月 11日	平成 18年 1月 1日
平成 18年 1月 4日	平成 18年 3月 2日
平成 18年 3月 31日	平成 18年 4月 1日
平成 18年 6月 30日	平成 18年 11月 15日
平成 19年 2月 27日	平成 19年 4月 1日
平成 20年 2月 27日	平成 20年 3月 31日
平成 21年 2月 26日	平成 21年 12月 28日
平成 22年 2月 22日	平成 22年 2月 22日
平成 22年 5月 7日	平成 23年 2月 23日
平成 23年 6月 22日	平成 24年 3月 9日
平成 24年 11月 12日	平成 25年 2月 25日
平成 25年 5月 20日	平成 26年 2月 21日
平成 26年 7月 17日	平成 26年 9月 26日
平成 27年 2月 24日	平成 27年 9月 30日
平成 28年 2月 22日	平成 28年 6月 27日
平成 29年 2月 20日	平成 29年 12月 20日
平成 30年 2月 23日	平成 30年 4月 13日
平成 31年 2月 26日	令和 2年 2月 27日
令和 3年 2月 22日	令和 4年 2月 21日

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、長崎縣市町村職員共済組合（以下「組合」という。）という。

(目的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、長崎県長崎市興善町6番3号に置く。

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所轄機関（以下「所属所」という。）は、長崎縣市町村職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行なう。ただし、決算に関する事項にあつては、長崎県公報に掲載して行なう。

第2章 組合会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、長崎縣市町村職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行なわれたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

	選 挙 区	議員の数
第1区	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市	6
第2区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新五島町	4

3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は次のとおりとする。

選 挙 区		議員の数
第1区	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡の区域内の町、東彼地区保健福祉組合、島原地域広域市町村圏組合、県央地域広域市町村圏組合、雲仙・南島原保健組合、県央県南広域環境組合	3
第2区	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、西彼杵郡の区域内の町、新上五島町、長崎縣市町村総合事務組合、地方独立行政法人長崎市立病院機構、長崎県後期高齢者医療広域連合、長崎縣市町村職員共済組合	4
第3区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内の町、北松北部環境組合、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	3

- 4 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村（組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。）に所属する職員である組合員とみなす。

（選挙長）

第10条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

（選挙の期日等の公告）

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

（市町村長が選挙する議員の選挙）

第12条 市町村長が選挙する議員の選挙は、市町村長の互選によって行なう。

（市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙）

第13条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行なう。

2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、市町村長以外の組合員100人ごとに1人（市町村長以外の組合員の数が100人に満たない市町村にあっては1人）の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第9条第4項の規定を準用する。

3 前項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第11条に規定する公告のあった日における当該市町村の市町村長以外の組合員の数によるものとする。

5 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

(選挙の方法)

第14条 前2条に規定する選挙は、投票によって行なう。ただし、第12条の規定による互選にあつては市町村長、前条第1項の規定による互選にあつては代議員、同条第2項の規定による互選にあつては市町村長以外の組合員（次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。）の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

(当選人)

第15条 投票によって選挙を行なう場合にあつては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 指名推せんによって選挙を行なう場合においては、選挙の場所に集まった有権者の過半数の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日の前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

(再選挙)

第18条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行なう。

(補欠選挙及び繰上補充)

第19条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行なう。ただし、第15条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第20条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(代理による表決)

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあつては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組合員である議員にあつては市町村長以外の組合員である他の議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は6人とする。

(役員任期)

第27条 役員任期は選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）から起算する。

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。

- 2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。
- 4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。
- 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行

われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。
- 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の日前に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

（監事の報酬）

第29条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

（役員の旅費）

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。

（事務局及び職員）

第31条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどりその他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 4 事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

（組合員の範囲）

第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 別表に掲げる市町村の職員（法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、第3条第1項第2号に規定する職員を除く。）
- (2) 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして同条（第3項を除く。）の規定を適用するものとされた者
- (3) 法第141条第1項に規定する組合役職員
- (4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- (5) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者

（組合員の種別）

- 第33条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、船員一般組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。
- 2 一般組合員は、次項から第9項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
 - 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第6項に規定する市町村長長期組合員を除く。）とする。
 - 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。
 - 5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。
 - 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
 - 7 船員一般組合員は、船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第1項の規定による船員保険の被保険者である組合員とする。
 - 8 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。
 - 9 任意継続組合員は、前条第5号に掲げる組合員とする。

第5章 給付

（短期給付）

第34条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

（附加給付）

第35条 組合は、法第54条の規定により附加給付として次の各号に掲げる給付を法第53条に規定する給付に合せて行う。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金

第35条の2 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第76条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が1件につき2万5,000円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第9条第1項第

2号若しくは第3号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 3 前2項に規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1件の家族療養費又は高額療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

（家族訪問看護療養費附加金）

第35条の3 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第78条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給され

る場合（施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

第36条 削除

（長期給付）

第37条 組合は、組合員（任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行なう。

第6章 共同業務

（共同業務）

第37条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

第7章 福祉事業

（福祉事業）

第38条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- (3) 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- (4) 組合員の臨時の支出に対する貸付け

2 前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第8章 掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第39条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の
市町村長組合員	53.75	8.55	1.5	53.75	8.55	1.5
特定消防組合員						

船員一般組合員	1,000分の 51.25	1,000分の 8.55	1,000分の 1.5	1,000分の 56.25	1,000分の 8.55	1,000分の 1.5
長期組合員 市町村長長期組合員	1,000分の 2.35	—	—	1,000分の 2.35	—	—

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

（任意継続掛金の額）

第39条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に1,000分の107.50を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の17.10を乗じて得た額とする。

第9章 財務

（経理単位）

第40条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

（資金の繰入れ）

第41条 令和4年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,165円とする。

（事業計画及び予算又は決算の公告）

第42条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監査

（監査）

第43条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行なう場合のほか毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類、帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行なわれているかどうかを検査するものとする。

（監査の立会い）

第44条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

（監事の権限）

第45条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

（監査報告書）

第46条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則 (昭和37年12月3日)

改正

平成 4年 7月17日	平成 6年 3月 7日
平成 6年11月10日	平成 9年 4月 1日
平成10年 3月 2日	平成11年 3月 1日
平成12年 3月22日	平成13年 3月 2日
平成14年 2月26日	平成15年 2月10日
平成15年 3月 6日	平成16年 3月 3日
平成17年 3月 1日	平成18年 3月 2日
平成18年11月15日	平成19年 2月27日
平成20年 2月27日	平成20年 3月31日
平成21年 2月26日	平成21年12月28日
平成22年 2月22日	平成23年 2月23日
平成24年 3月 9日	平成25年 2月25日
平成26年 2月21日	平成26年 7月17日
平成27年 2月24日	平成27年 9月30日
平成29年 2月20日	平成29年12月20日

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職の際当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。
- 4 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。
- 5 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき2万5,000円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てる。)とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が5万円(上位所得者に係るものにあつては、10万円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第8条第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち2万5,000円(上位所得者に係るものにあつては、5万円)以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が2万5,000円(上位所得者に係るものにあつては、5万円)未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に2万5,000円(上位所得者に係るものにあつては、5万円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- 7 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 8 第35条の2第4項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。この場合において、同項中「第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない」とあるのは、「附則第5項及び附則第6項に規定する一部負担金払戻金は、その受けることとなる限度において支給しない」とあるのは、「附則第5項及び附則第6項に規定する一部負担金払戻金は、その受けることとなる限度において行わない」と読み替えるものとする。
- 9 一部負担金払戻金の手続きに関し必要な事項は、理事長が定める。
- 10 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業(次項において「経過的長期給付事業」という。)を行う。
- 11 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第40条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」として同条の規定を適用する。

附 則(昭和38年10月15日)

この定款は、公告の日から施行し、第32条第1項第1号別表中「南高南部し尿処理一部事務組合」は、昭和38年3月15日から、「東長崎町」を削る部分は、昭和38年4月20日から、第40条の変更額については、昭和38年4月1日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和39年3月9日)

この定款は、公告の日から施行し、昭和38年8月1日より適用する。

附 則 (昭和39年3月9日)

この定款は、公告の日から施行し、昭和38年11月1日より適用する。

附 則 (昭和39年4月27日)

この定款は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年11月2日)

この定款は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年1月25日)

この定款は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和40年1月25日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和39年11月1日から適用する。ただし、第1条及び第9条第3項、第32条第1項第1号別表の改正並びに第40条の改正は、昭和39年10月1日から適用する。

附 則 (昭和40年1月25日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則 (昭和40年5月8日)

この定款の変更は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年6月21日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年3月15日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則 (昭和41年6月8日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年6月8日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年11月26日)

1 この定款の変更は、公告の日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる日から適用する。

(1) 「第39条第1項中」より「職員団体1, 000分の42」までと「附則第2項中「率」に改める。」は、昭和40年6月1日

(2) 第39条第2項中「と法第141条第1項」より「組合1, 000分の43」までは昭和41年4月1日

(3) 「第9条第3項」より「「東彼地区保健福祉組合」に改める。」までと「第32条第2項別表中」より「「東彼地区保健福祉組合」に改める。」までは昭和41年7月19日

附 則 (昭和42年5月6日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年10月2日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年12月6日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、第9条第3項及び第32条第1号別表の変

更については、昭和42年11月1日から、第39条第2項の変更については、昭和42年12月1日からそれぞれ適用する。

附 則 (昭和43年6月10日)

- 1 この定款の変更は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 第9条第3項及び第32条第1項の改正については、昭和43年1月1日から適用する。ただし、同条同項中名称変更部分については、昭和42年12月15日から適用する。

附 則 (昭和43年6月10日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年6月27日)

- 1 この定款の変更は、公告の日から施行し、第1条の改正については、昭和43年1月1日から、第2条の改正については、昭和44年4月1日からそれぞれ適用する。

附 則 (昭和45年3月10日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則 (昭和45年3月10日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和44年10月17日から適用する。

附 則 (昭和45年3月31日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年7月1日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則 (昭和45年7月1日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則 (昭和45年12月11日)

この定款は、公告の日から施行し、島原市外七ヶ町村伝染病院一部事務組合に係る変更については、昭和45年3月31日から、島原地域消防福祉組合に係る変更については、昭和45年4月1日から、北松南部清掃一部事務組合に係る変更については、昭和45年7月1日から、石田村に係る変更については昭和45年8月1日からそれぞれ適用する。

附 則 (昭和46年4月15日)

この定款は、公告の日から施行し、南高南部し尿処理一部事務組合、南高南部清掃一部事務組合、口加塵芥焼却処理一部事務組合を削ることについては、昭和45年10月31日から、南高南部衛生福祉組合を加えることについては、昭和45年11月1日から、崎戸町・大島町衛生施設組合を加えることについては、昭和45年12月1日からそれぞれ適用する。

附 則 (昭和46年6月30日)

この定款の変更は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、変更後の第35条の2の規定は、昭和46年4月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る分については、なお従前の例による。

附 則 (昭和46年6月30日)

この定款は、公告の日から施行し、下五島伝染病院組合を削ること及び島原地域消防福祉組合の名称変更については、昭和46年3月31日から、島原地域広域市町村圏組

合及び下五島地域広域市町村圏組合を加えることについては、昭和46年4月1日からそれぞれ適用する。

附 則（昭和47年5月15日）

この定款は、公告の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和47年5月15日）

この定款は、公告の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則（昭和47年5月30日）

この定款は、公告の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、西有家町有家町隔離病舎組合、上五島伝染病併設隔離病舎一部事務組合、中五島伝染病併設隔離病舎一部事務組合を削ることについては、昭和47年3月31日から適用する。

附 則（昭和48年2月1日）

この定款は、公告の日から施行し、鹿町江迎給食衛生一部事務組合については、昭和47年4月1日から、対馬中部地区清掃一部事務組合については、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年2月1日）

この定款は、公告の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年2月1日）

この定款は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、変更後の第35条の2第5項の規定は、昭和48年1月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年4月15日）

- 1 この定款の変更は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、昭和48年4月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る分については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第35条の4から第35条の7までの規定は、昭和48年4月1日以降給付事由の生じた分から適用する。

附 則（昭和49年2月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、三重村を削ることについては、昭和48年3月31日から適用する。

附 則（昭和49年2月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和48年8月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月15日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、昭和48年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条第2項及び第3項の規定は、昭和48年10月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年2月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則（昭和49年2月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月15日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月30日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年5月20日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則（昭和49年9月24日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附 則（昭和49年11月25日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。

附 則（昭和49年11月25日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月12日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年5月16日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

附 則（昭和50年5月17日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和50年5月1日から適用する。

附 則（昭和50年5月22日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月16日）

1 この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、第9条の変更については、昭和51年3月16日から適用する。

2 変更後の第35条の2第1項及び第2項の規定は、昭和51年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更後の第39条及び第39条の2の規定は、昭和51年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年4月1日）

1 この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月3日）

1 この変更は、公告の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。ただし、変更後の附則第3項の規定は昭和51年6月3日から適用する。

2 変更後の第39条の2の規定は、昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年6月20日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。
- 2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第35条の2第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第16条第1項の適用による給付に該当するものとする。

附 則（昭和52年6月20日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月6日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月6日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則（昭和54年2月9日）

この変更は、昭和54年2月9日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2第1項及び第2項の規定は、昭和54年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第39条及び第39条の2の規定は、昭和54年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年8月8日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月3日）

- 1 この変更は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2第1項及び第2項の規定は、昭和55年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第39条の規定は、昭和55年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年7月2日）

改正

昭和55年11月22日

この変更は、公告の日から施行する。ただし、第32条及び第33条の変更は、昭和55年1月1日から、附則第3項の変更は昭和55年5月31日から適用する。

附 則（昭和55年7月2日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年11月22日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和55年11月22日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月9日）

- 1 この定款の変更は、昭和56年3月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、昭和56年3月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月9日）

- 1 この変更は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2第1項及び第2項の規定は、昭和56年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第39条及び第39条の2の規定は、昭和56年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年9月11日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年8月30日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年8月30日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年11月24日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附 則（昭和58年3月8日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。
- 2 老人保健法（昭和57年法律第80号）附則第7条の規定に基づく改正前の老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費に係る変更後の定款第35条の2第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年8月9日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年8月9日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和58年7月19日から適用する。

附 則（昭和58年8月9日）

この変更は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日）

この変更は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月12日）

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年11月22日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2第1項の規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月1日)

- 1 この変更は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、変更後の定款第35条の2第3項の規定は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の定款第35条の第3号から第7号及び第35条の3から第35条の7第2項までの規定は、施行日前に給付事由が生じた育児手当金附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第35条の2第1項及び第2項の規定は、昭和60年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の定款第39条の表掛金率欄中「1,000分の58.16」とあるのは、昭和60年4月分から昭和61年3月分までの間は「1,000分の58.16 (このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の4.76)」とする。
- 5 変更後の定款第39条の2中「1,000分の116.32」とあるのは、昭和60年4月分から昭和61年3月分までの間は「1,000分の116.32 (このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の4.76)」とする。
- 6 変更後の定款第39条、第39条の2及び前2項の規定は、昭和60年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 7 変更後の附則第4項から第7項までの規定は、昭和60年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則 (昭和60年3月1日)

この変更は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則 (昭和60年8月6日)

この定款の変更は、公告の日から施行し、昭和60年4月9日から適用する。

附 則 (昭和61年3月11日)

- 1 この変更は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条及び第39条の2の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年8月7日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号。以下この項において「改正法」という。)附則第36条第1項又は附則第37条第1項ただし書の規定による継続長期組合員については、旧共済法(改正法による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)第140条第1項(第143条第4項において準用する場合を含む。)の規定により組合員であるものとされた者として同項の規定を適用する。
- 3 変更後の第36条第2項及び第3項の規定は、昭和61年4月1日以後に給付事由

の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

- 4 変更後の附則第2項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年2月29日)

- 1 この変更は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の60.64」とあるのは、昭和63年4月分から昭和64年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の60.64(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の7.41)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、昭和63年4月分から昭和64年3月分までの間、前項中「1,000分の60.64」とあるのは「1,000分の48.512」と、「1,000分の7.41」とあるのは「1,000分の5.928」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の121.28」とあるのは、昭和63年4月分から昭和64年3月分までの間にあつては、「1,000分の121.28(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の7.41)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2、附則第2項及び前3項の規定は、昭和63年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、昭和63年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則 (昭和63年8月11日)

この変更は、公告の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附 則 (平成元年3月7日)

改正

平成 元年 3月31日 平成 2年 3月 7日

- 1 この変更は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 組合は、短期給付に係る財政の健全化に資するため、平成元年度においては、市町村(一部事務組合を除く。)から、当該市町村における平成元年4月1日の組合員の給料の総額に12を乗じて得た額に、1,000分の4(以下この項において「調整負担交付金率」という。)を乗じて得た額を、調整負担交付金として平成元年8月、11月及び平成2年2月(以下この項において「各交付月」という。)に交付を受けるものとし、各交付月における調整負担交付金の額は、理事長が定める。ただし、当該年度における財政状況等の変動により、調整負担交付金率を変更する必要があると理事長が認めるときは、理事長は調整負担交付金率を減じ、又は調整負担交付金の交付を受けないことができる。
- 3 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の57.27」とあるのは、平成元年4月分から平成2年3月分までの間にあつては、附則第2項の規程にかかわらず「1,000分の57.27(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による

調整交付金をもって充てる部分1,000分の3)」とする。

- 4 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成元年4月分から平成2年3月分までの間、前項中「1,000分の57.27」とあるのは「1,000分の45.816」と、「1,000分の3」とあるのは「1,000分の2.4」とする。
- 5 変更後の第39条の2中「1,000分の114.54」とあるのは、平成元年4月分から平成2年3月分までの間にあっては、「1,000分の114.54（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3）」とする。
- 6 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成元年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額の払戻しについては、なお従前の例による。
- 7 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成元年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日）

- 1 この変更は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条の2の規定は、平成元年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年8月8日）

この定款の変更は、公告の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月7日）

- 1 この変更は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月7日）

この変更は、公告の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年7月27日）

この定款の変更は、平成元年12月18日から施行する。

附 則（平成2年7月27日）

この変更は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則（平成3年3月5日）

この定款の変更は、平成3年2月20日から施行する。

附 則（平成3年3月5日）

この変更は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月8日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成3年5月7日）

この変更は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年7月17日）

この変更は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則 (平成6年3月7日)

- 1 この定款の変更は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条及び昭和37年附則第2項の規定は、平成6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年5月10日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第5項の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月27日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1, 000分の57」とあるのは、平成9年4月分から平成10年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1, 000分の57 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1, 000分の3)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成9年4月分から平成10年3月分までの間、前項中「1, 000分の57」とあるのは「1, 000分の45.6」と、「1, 000分の3」とあるのは「1, 000分の2.4」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1, 000分の114」とあるのは、平成9年4月分から平成10年3月分までの間にあつては、「1, 000分の114 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1, 000分の3)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2、附則第2項及び前3項の規定は、平成9年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成9年4月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則 (平成10年3月2日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の59.33」とあるのは、平成10年4月分から平成11年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の59.33 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の1.63)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成10年4月分から平成11年3月分までの間、前項中「1,000分の59.33」とあるのは「1,000分の47.464」と、「1,000分の3」とあるのは「1,000分の2.4」と、「1,000分の1.63」とあるのは「1,000分の1.304」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の118.66」とあるのは、平成10年4月分から平成11年3月分までの間にあつては、「1,000分の118.66 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の1.63)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2、附則第2項及び前3項の規定は、平成10年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月1日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の61.35」とあるのは、平成11年4月分から平成12年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の61.35 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.98)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成11年4月分から平成12年3月分までの間、前項中「1,000分の61.35」とあるのは「1,000分の49.08」と、「1,000分の3」とあるのは「1,000分の2.4」と、「1,000分の3.98」とあるのは「1,000分の3.184」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の122.7」とあるのは、平成11年4月分から平成12年3月分までの間にあつては、「1,000分の122.7 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.98)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2、附則第2項及び前3項の規定は、平成11年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年6月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成11年6月2日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2第1項及び第2項並びに第35条の3第1項及び第2項の規定は、平成12年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第7項、第8項及び第9項の規定は、平成12年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 4 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の56.62」とあるのは、平成12年4月分から平成13年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の56.62(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の2及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.32)」とする。
- 5 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成12年4月分から平成13年3月分までの間、前項中「1,000分の56.62」とあるのは「1,000分の45.296」と、「1,000分の2」とあるのは「1,000分の1.6」と、「1,000分の0.32」とあるのは「1,000分の0.256」とする。
- 6 変更後の第39条の2中「1,000分の113.24」とあるのは、平成12年4月分から平成13年3月分までの間にあつては、「1,000分の113.24(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の2及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部

分1,000分の0.32)」とする。

- 7 組合員のうち佐世保市の職員である組合員に対する第4項及び第5項の適用については、第39条中「組合員の給料」とあるのは「組合員(組合員のうち佐世保市の職員である組合員を除く。)の給料」とする。

- 8 変更後の第39条、第39条の2、附則第2項及び前4項の規定は、平成12年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年6月7日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成12年7月5日)

この変更は、公告の日から施行し、平成12年12月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月2日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、第39条の2の改正規定（「自治大臣」を「総務大臣」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の60.12」とあるのは、平成13年4月分から平成14年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の60.12（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.71）」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成13年4月分から平成14年3月分までの間、前項中「1,000分の60.12」とあるのは「1,000分の48.096」と、「1,000分の3」とあるのは「1,000分の2.4」と、「1,000分の2.71」とあるのは「1,000分の2.168」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の120.24」とあるのは、平成13年4月分から平成14年3月分までの間にあつては、「1,000分の120.24（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.71）」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成13年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月26日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表の掛金率欄中「1,000分の61.58」とあるのは、平成14年4月分から平成15年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の61.58（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.58）」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成14年4月分から平成15年3月分までの間、前項中「1,000分の61.58」とあるのは「1,000分の49.264」と、「1,000分の3」とあるのは「1,000分の2.4」と、「1,000分の4.58」とあるのは「1,000分の3.664」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の123.16」とあるのは、平成14年4月分から平成15年3月分までの間にあつては、「1,000分の123.16（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の3及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.58）」とする。
- 5 変更後の第35条の2及び第35条の3の規定は、平成14年4月以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護附加金については、なお従前の例による。

6 附則第5項及び附則第6項の規定は、平成14年4月以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

7 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月10日）

この変更は、公告の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年3月6日）

1 この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の46.75」とあるのは、平成15年4月分から平成16年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の46.75（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.125）」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の37.4」とあるのは、平成15年4月分から平成16年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の37.4（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.5）」とする。

3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成15年4月分から平成16年3月分までの間、前項中「1,000分の46.75」とあるのは「1,000分の37.4」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の3.125」とあるのは「1,000分の2.5」とする。

4 変更後の第39条の2中「1,000分の93.5」とあるのは、平成15年4月分から平成16年3月分までの間にあつては、「1,000分の93.5（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.125）」とする。

5 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月1日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成16年3月3日）

1 この変更は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の45.925」とあるのは、平成16年4月分から平成17年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の45.925（このうち、法附則第14

条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.475)」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の36.74」とあるのは、平成16年4月分から平成17年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の36.74(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の1.98)」とする。

- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成16年4月分から平成17年3月分までの間、前項中「1,000分の45.925」とあるのは「1,000分の36.74」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の2.475」とあるのは「1,000分の1.98」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の91.85」とあるのは、平成16年4月分から平成17年3月分までの間にあつては、「1,000分の91.85(このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.475)」とする。
- 5 変更後の第35条の2及び第35の3の規定は、平成16年4月以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の附則第5項及び附則第6項の規定は、平成16年4月以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 7 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年6月14日)

この変更は、公告の日から施行し、平成16年3月1日から適用する。

附 則 (平成16年8月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成16年9月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成17年1月4日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成17年3月1日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の45.6」とあるのは、平成17年4月分から平成18年3月分までの間にあつては、附則第2項

の規定にかかわらず「1,000分の45.6（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.3125）」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の36.48」とあるのは、平成17年4月分から平成18年3月分までの間にあっては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の36.48（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の1.85）」とする。

- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成17年4月分から平成18年3月分までの間、前項中「1,000分の45.6」とあるのは「1,000分の36.48」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の2.3125」とあるのは「1,000分の1.85」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の91.2」とあるのは、平成17年4月分から平成18年3月分までの間にあっては、「1,000分の91.2（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.3125）」とする。
- 5 変更後の第35条の2及び第35条の3の規定は、平成17年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の附則第5項及び附則第6項の規定は、平成17年4月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 7 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成17年4月18日）

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月1日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成17年10月11日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成18年1月1日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成18年1月4日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成18年3月2日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の46.5」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の46.5 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.375)」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の37.2」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の37.2 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.7)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成18年4月分から平成19年3月分までの間、前項中「1,000分の46.5」とあるのは「1,000分の37.2」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の3.375」とあるのは「1,000分の2.7」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の93.0」とあるのは、平成18年4月分から平成19年3月分までの間にあつては、「1,000分の93.0 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.375)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日)

この変更は、次の任期満了による選挙から施行する。

附 則 (平成18年11月15日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2及び第35条の3の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月27日)

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の51.2」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の51.2 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の8.0125)」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の40.96」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の40.96 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の6.41)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成19年4月分から平成20年3月分までの間、前項中「1,000分の51.2」とあるのは「1,000分の40.96」と、「1,000分の1.875」とあるのは「1,000分の1.5」と、「1,000分の8.0125」とあるのは「1,000分の6.41」とする。
- 4 変更後の第39条の2中「1,000分の102.4」とあるのは、平成19年4月分から平成20年3月分までの間にあつては、「1,000分の102.4 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の8.0125)」とする。
- 5 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成19年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第39条の表(1)給料と掛金との割合の欄中「1,000分の48.875」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の48.875 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.125)」とし、同条の表(2)期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の39.1」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間にあつては、附則第2項の規定にかかわらず「1,000分の39.1 (このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.9)」とする。
- 3 変更後の附則第2項に規定する特別職の職員等の組合員の短期給付に要する費用としての掛金の額については、平成20年4月分から平成21年3月分までの間、前項

中「1,000分の48.875」とあるのは「1,000分の39.1」と、「1,000分の1.125」とあるのは「1,000分の0.9」とする。

4 変更後の第39条の2中「1,000分の97.75」とあるのは、平成20年4月分から平成21年3月分までの間にあっては、「1,000分の97.75（このうち、法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.125）」とする。

5 変更後の第39条、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日）

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月26日）

1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年4月から平成22年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定については、同項の規定にかかわらず、同項(1)の表中「1,000分の52.3」とあるのは「1,000分の52.3（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.825）」と、同項(2)の表中「1,000分の41.84」とあるのは「1,000分の41.84（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.66）」とする。

3 平成21年4月から平成22年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、「1,000分の104.6」とあるのは「1,000分の104.6（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.825）」とする。

4 平成21年4月から平成22年3月までの間に限り、変更後の定款附則第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、「1,000分の41.84」とあるのは「1,000分の41.84（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.66）」とする。

5 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日）

この変更は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日）

この変更は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成22年2月22日）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2及び第35条の3並びに附則第5項から第8項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお、従前の例による。
- 3 平成22年4月から平成23年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定については、同項の規定にかかわらず、同項(1)の表中「1,000分56.3」とあるのは「1,000分の56.3（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.4375）」と、同項(2)の表中「1,000分の45.04」とあるのは「1,000分の45.04（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.35）」とする。
- 4 平成22年4月から平成23年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、「1,000分の112.6」とあるのは「1,000分の112.6（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.875及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.4375）」とする。
- 5 平成22年4月から平成23年3月までの間に限り、変更後の定款附則第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、「1,000分の45.04」とあるのは「1,000分の45.04（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.5及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.35）」とする。
- 6 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月7日）

この変更は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月23日）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定については、同項(1)の表中「1,000分の59.00」とあるのは「1,000分の59.00（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.28125）」と、同項(2)の表中「1,000分の47.20」とあるのは「1,000分の47.20（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.025）」とする。
- 3 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、「1,000分の118.00」とあるのは「1,000分

の118.00（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.28125）」とする。

- 4 平成23年4月から平成24年3月までの間における変更後の定款附則第2項の規定の適用については、「1,000分の47.20」とあるのは「1,000分の47.20（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.025）」とする。
- 5 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月22日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成24年3月9日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月から平成25年3月までの間における変更後の定款第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表中「1,000分の61.25」とあるのは「1,000分の61.25（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.475）」と、同項(2)の表中「1,000分の49.00」とあるのは「1,000分の49.00（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.38）」とする。
- 3 平成24年4月から平成25年3月までの間における変更後の定款第39条の2の規定の適用については、「1,000分の122.50」とあるのは「1,000分の122.50（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.475）」とする。
- 4 平成24年4月から平成25年3月までの間における変更後の定款附則第2項の規定の適用については、「1,000分の49.00」とあるのは「1,000分の49.00（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の0.38）」とする。
- 5 変更後の定款第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月12日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成25年2月25日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条の2第1項及び第2項、第35条の3第1項並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族

訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第35条の2第1項、第35条の3第1項及び附則第5項の規定を適用する場合には、これらの規定中「5万円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3万3,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	4万1,000円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第35条の2第2項本文及び附則第6項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「10万円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第35条の2第2項ただし書及び附則第6項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「5万円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	6万6,000円	3万3,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	8万2,000円	4万1,000円

- 5 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 6 平成25年4月から平成26年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表給料と掛金との割合の欄中「1,000分の65.60」とあるのは「1,000分の65.60（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.60）」と、同項(2)の表期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の52.48」とあるのは「1,000分の52.48（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.88）」とする。
- 7 平成25年4月から平成26年3月までの間における変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の131.20」とあるのは「1,000分の131.20（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.60）」とする。
- 8 平成25年4月から平成26年3月までの間における変更後の附則第2項の規定の適用については、同項の表給料又は期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の52.48（このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の2.88）」とする。
- 9 変更後の第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月20日)

この変更は、公告の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月21日)

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項(1)の表給料と掛金との割合の欄中「1,000分の67.55」とあるのは「1,000分の67.55(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.25)」と、同項(2)の表期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の54.04」とあるのは「1,000分の54.04(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.40)」とする。
- 3 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の135.10」とあるのは「1,000分の135.10(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.25及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の4.25)」とする。
- 4 平成26年4月から平成27年3月までの間における変更後の附則第2項の規定の適用については、同項の表給料又は期末手当等と掛金との割合の欄中「1,000分の54.04」とあるのは「1,000分の554.04(このうち法附則第14条の3第4項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び法附則第14条の4第5項の規定による交付金をもって充てる部分1,000分の3.40)」とする。
- 5 変更後の第39条第1項、第39条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項、第3項及び第4項中「法附則第14条の3第4項」を「法附則第14条の3第5項」に、「法附則第14条の4第5項の規定による交付金」を「同項の規定による特別調整交付金」に改める。

附 則 (平成26年7月17日)

この変更は、公告の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月26日)

この変更は、平成26年10月6日から施行する。

附 則 (平成27年2月24日)

改正

平成27年9月30日 平成28年2月22日 平成29年2月20日

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による変更後の第35条の2第1項の規定は、平成27年1月1日から適用する。
- 3 平成27年1月1日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
- 4 長崎縣市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第1329号）第1条の規定による変更後の第39条第1項、第39条の2、第39条の3及び附則第2項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 長崎縣市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第1329号）第1条の規定による変更後の第39条第1項、第39条の2、第39条の3及び附則第2項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 6 長崎縣市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第1329号）第1条の規定による変更後の第39条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 7 長崎縣市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日公告第1329号）第1条の規定による変更後の第39条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 8 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分までの任意継続掛金に係る変更前の第39条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の126.40」とあるのは「1,000分の110.12」と、「1,000分の14.80」とあるのは「1,000分の13.74」とする。

附 則（平成27年9月30日）

この変更は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行する。

附 則（平成28年2月22日）

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。ただし、変更後の第43条第2項の規定は、平成27年10月1日から適用する。
- 2 平成28年4月から平成29年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の

欄中「1,000分の52.03」とあるのは、「1,000分の52.03（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.0及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.035）」とする。

3 平成28年4月から平成29年3月までの間における変更後の第39条の3の規定の適用については、「1,000分の104.06」とあるのは、「1,000分の104.06（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.0及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.035）」とする。

4 変更後の第39条第1項及び第39条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月27日）

1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。

2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月20日）

1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月から平成30年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000分の55.06」とあるのは、「1,000分の55.06（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.0及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の5.04）」とする。

3 平成29年4月から平成30年3月までの間における変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の110.12」とあるのは、「1,000分の110.12（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.0及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の5.04）」とする。

4 第1条の規定による変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による変更後の長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年4月15日公告第1325号）附則第8項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月20日）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成30年2月23日）

1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。

2 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月13日）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。
- 2 平成29年8月1日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月26日）

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月27日）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月22日）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第23条の変更規定は、令和3年2月22日から施行する。
- 2 令和3年4月から令和4年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中「1,000分の49.89」とあるのは、「1,000分の49.89（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.38）」とする。
- 3 令和3年4月から令和4年3月までの間における変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の99.78」とあるのは、「1,000分の99.78（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の0.38）」とする。
- 4 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月21日）

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第39条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 3 第4条の規定による変更後の第9条第2項の規定は、この変更の施行の日以降初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行日の前日までに期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。
- 4 令和4年4月から令和5年3月までの間における変更後の第39条第1項の規定の適用については、同項の表標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の欄中

「1,000分の53.75」とあるのは、「1,000分の53.75（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の5.235）」とする。

5 令和4年4月から令和5年3月までの間における第2条の規定による変更後の第39条の2の規定の適用については、「1,000分の107.50」とあるのは、「1,000分の107.50（このうち法附則第14条の3第5項の規定による調整交付金をもって充てる部分1,000分の1.00及び同項の規定による特別調整交付金をもって充てる部分1,000分の5.235）」とする。

6 変更後の第39条第1項及び第39条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

別表

長崎市	北松浦郡 小値賀町	地方独立行政法人長崎市立病院機構
佐世保市	〃 佐々町	地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
島原市	南松浦郡 新上五島町	長崎県後期高齢者医療広域連合
諫早市	東彼地区保健福祉組合	長崎県市町村職員共済組合
大村市	島原地域広域市町村圏組合	
平戸市	県央地域広域市町村圏組合	
松浦市	雲仙・南島原保健組合	
対馬市	長崎県市町村総合事務組合	
壱岐市	県央県南広域環境組合	
五島市	北松北部環境組合	
西海市		
雲仙市		
南島原市		
西彼杵郡 長与町		
〃 時津町		
東彼杵郡 東彼杵町		
〃 川棚町		
〃 波佐見町		